

株 主 各 位

第15期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

特定完全子会社に関する事項

親会社等との間の取引に関する事項

計算書類

株主資本等変動計算書

会計方針及びその他の注記

アイペット損害保険株式会社

上記の事項は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ipet-ins.com>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

① 2016年5月26日開催の取締役会決議による新株予約権

ア. 新株予約権の名称

第11回新株予約権 (い)

イ. 新株予約権の数

227,500個

ウ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 227,500株 (新株予約権1個につき1株)

エ. 新株予約権を行使することができる期間

2018年5月28日から2026年3月23日

② 2017年2月23日開催の取締役会決議による新株予約権

ア. 新株予約権の名称

第11回新株予約権 (ろ)

イ. 新株予約権の数

20,500個

ウ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 20,500株 (新株予約権1個につき1株)

エ. 新株予約権を行使することができる期間

2019年2月25日から2026年3月23日

③ 上記①②において共通の事項

ア. 新株予約権の払込金額

本件新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ウ. 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者が、下記(ア)、(イ)のいずれの地位にも該当しなくなった場合、又は「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

(ア) 当社及び当社子会社・関連会社の役員 (取締役、監査役を含む) 又は従業員たる地位。

(イ) 当社の取締役会において、社外協力者 (取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者) として認定された地位。

	新株予約権等の内容の概要				新株予約権等を有する者の数
	回数 (行使価額)	行使期間	個数	株数	
取締役 (社外役員を除く。)	第11回新株予約権 (い) (640円)	2018年5月28日 2026年3月23日	59,000個	59,000株	3名
	第11回新株予約権 (ろ) (640円)	2019年2月25日 2026年3月23日	2,750個	2,750株	1名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 佐藤明典 指定有限責任社員 業務執行社員 鴨下裕嗣	22	非監査業務の内容：該当事項はありません。

- (注) 1.新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。
2.当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、22百万円であります。
3.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要
EY新日本有限責任監査法人	会計監査人として任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人と締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

① 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

② 保険会社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、保険会社の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当事項はありません。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、業務の適正を確保するための体制を構築するため、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア. 規程等を定め、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料ならびにその他取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理の徹底を図るものとする。

イ. 取締役および監査役は、これらの記録を常時閲覧できるものとする。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 取締役会で適切なリスク管理を行うため、「リスク管理方針」を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備するものとする。

イ. 当社は、「リスク管理方針」にしたがい、リスク管理を適切に実施するための組織・体制を整備し、その責任を明確にするとともに、当社の抱えるリスクおよびリスク管理の状況を取締役に報告する。

ウ. リスク管理の状況については監査部の内部監査により有効性の検証、不備は正勧告等を行うものとする。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会を開催し、また、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時取締役会または電子による取締役会を開催し、重要な決定を行うものとする。

イ. 規程等、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備するものとする。

④ 取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役会および経営会議における取締役・執行役員による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認するものとする。また、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行うものとする。

イ. 取締役会は、法令等遵守の具体的なコンプライアンスを推進するための基本的な方針として「倫理規範」・「コンプライアンス基本方針」を定め、役職員へのコンプライアンスの徹底を図るものとする。

ウ. コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置するものとする。

エ. 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査および評価を行うものとする。内部監査結果については、取締役会等への報告を行うものとする。

オ. 「アイペットヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む。）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備するものとする。

カ. 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組むこととし、コンプライアンス委員会では対応体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行うものとする。

キ. 取締役会は、「情報セキュリティ基本方針」を定め、個人情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。

ク. 取締役会は「利益相反管理に関する基本方針」を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための態勢を整備することとする。

⑤ 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、保険業法に基づき認可を受けた保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保するための態勢を構築する。

イ. 親会社に対して業務の執行状況、当社の重要事項を適時報告する等により情報交換を行い、企業集団としての業務の適正確保に努めるものとする。

⑥ 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

ア. 常勤監査役がその職務を補助する職員を必要とする場合は、代表取締役に対してその配置を要請できるものとし、代表取締役は速やかに当該職員を配置するものとする。

イ. 当該職員に対する人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得たうえで行う。

ウ. 当該職員は、その業務に関して監査役の指揮命令にのみ服し、取締役等からの指揮命令を受けないこととする。

エ. 当該職員は、その業務に関して必要な情報収集権限を有するものとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制

ア. 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に与える重要な事項について、速やかに監査役に報告することとし、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査役に報告することとする。

- イ. 監査役へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないこととする。監査役は、その事実を知った場合は、代表取締役に対して是正を要請することができる。
 - ウ. 監査役が、取締役の職務執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告した場合は、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告する。
 - エ. 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査役に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるることができるものとする。
 - イ. 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
 - ウ. 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催するものとする。
 - エ. 監査役が、取締役、内部監査部門、会計監査人、およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者（保険計理人や役職員等）との十分な意見交換を行う機会を確保する。
 - オ. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 全般

当社では、前述の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの推進、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等について取り組んでおります。また内部統制システムについて、取締役会等の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程および業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

② 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は常勤取締役5名（2019年3月からは4名）、非常勤取締役2名で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会、および、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議・決議を行っております。取締役会の運営においては、各取締役の業務状況の監督を行うため、議案の事前共有および議事内容の事後共有の徹底に取り組んでおります。

③ コンプライアンスに関する取り組み

当社は、「公共性の高い事業を営む損害保険会社」として、コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つと位置づけ、役職員が遵守すべき法令・社内ルール等の周知徹底に取り組んでおります。

具体的には、役職員のコンプライアンス意識の底上げに向けた定期的な研修の実施に加え、全社的なコンプライアンス推進に向け、各部門の業務特性やその実態に合わせたコンプライアンス・プログラムを策定し、当該計画の推進状況について、定期的なモニタリングを行いました。

また、当社は、役職員がコンプライアンス上の問題について内部通報を行うためのホットラインを設け、研修等の機会を通じてその周知を図るとともに、利便性の向上のため、社外の独立した機関に外部窓口を設けております。

④ リスク管理に関する取り組み

当社は、当社の業容およびペット保険という商品特性を踏まえ、当社経営の健全かつ持続的な発展に大きな影響を及ぼす重要なリスク（保険引受リスク・資産運用リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク）を特定し、当該リスクの管理部門によるモニタリング結果を、ERM委員会での協議を経て取締役会において確認する体制を構築しております。

具体的には、国内外の経済環境・金融市場の変動に加え、事業特性を勘案したリスク選好を踏まえ、当社が保有するリスクに応じたシナリオを作成し、そのリスクのコントロール状況を四半期ごとにERM委員会に報告させ、必要に応じて協議し追加の対応策を導入する様に指示しています。

⑤ 監査役の職務の執行について

監査役は取締役会等の重要会議に出席のうえ、取締役の職務の執行状況等に対し、必要に応じて意見を述べております。

監査上必要な議事録、稟議書類等は常時閲覧できる状態とし、また、必要に応じ、代表取締役を含めた役職員が監査役に説明を行うことで、実効性のある監査となるような態勢確保に努めております。

特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	3,315	3,028	△3,437	2,906
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	724	724		1,449
新株の発行 (新株予約権の行使)	22	22		44
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	35	35		71
当 期 純 利 益			851	851
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	782	782	851	2,416
当 期 末 残 高	4,097	3,811	△2,586	5,322

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△3	2,902
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		1,449
新株の発行 (新株予約権の行使)		44
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)		71
当 期 純 利 益		851
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	17	17
当 期 変 動 額 合 計	17	2,433
当 期 末 残 高	14	5,336

会計方針及びその他の注記

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項は次のとおりであります。

- (1) その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- (2) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。また、リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (4) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (6) 役員賞与引当金は、役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 株主優待引当金は、株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
- (8) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (9) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 金融商品の状況及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険業を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金としております。そのため、運用資産の安全性及び流動性に留意し、投資にあたっては、許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持したうえで安定した運用収益の獲得に取り組んでおります。こうした取り組みによる市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクに対しては、当社の資産運用リスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金及び定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。また、預貯金の一部はデリバティブ内包型預金であり、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品であります。当該契約は金利の変動リスクを内包しております。

有価証券は、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、お客さま及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取引執行部門と事務管理部門を明確に分離し、相互牽制が機能する体制を整えております。また、関係役職員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、組織横断的なリスク管理を行っております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

ア. 信用リスク

預貯金、有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、預入先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

未収保険料及び未収金については、資産の自己査定及び償却・引当規程等に基づき、期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

イ. 市場リスク

有価証券の市場リスクについては、取締役会において定めたリスク・リミットの遵守状況を定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。また、預貯金の一部であるデリバティブ内包型預金の金利の変動リスクについては、定期的に時価を把握する体制をとっております。

ウ. 流動性リスク

流動性リスクについては、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュフローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預貯金	5,035	5,031	△4
② 有価証券	3,412	3,412	-
③ 未収保険料	906	906	-
④ 未収金	888	888	-
資産計	10,242	10,238	△4

(注) 1.金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預貯金、③ 未収保険料、④ 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。一部の預貯金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された価格によっております。

② 有価証券

時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は取引所の価格、公表されている基準価格又は資産運用会社から提示された基準価格によっております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
組合出資金	100
非上場株式	54

上記金融商品は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「②有価証券」には含めておりません。

3. 貸付金のうち、破綻先債権等の金額は次のとおりであります。

破産先債権	－百万円
延滞債権	－百万円
3か月以上延滞債権	－百万円
貸付条件緩和債権	0百万円
合計	0百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額は197百万円であります。

5. 関係会社に対する金銭債権債務はありません。

6. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	0百万円
事業税	12百万円
普通責任準備金	83百万円
異常危険準備金	622百万円
賞与引当金	35百万円
役員賞与引当金	8百万円
減価償却費	6百万円
税務上の繰延資産	34百万円
その他	59百万円
繰延税金資産小計	863百万円
評価性引当額	△10百万円
繰延税金資産合計	853百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△18百万円
繰延税金負債合計	△18百万円
繰延税金資産の純額	834百万円

7. 当事業年度の末日における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金の内訳

支払備金（出再支払備金控除前、(0)に掲げる保険を除く）	963百万円
同上にかかる出再支払備金	－百万円
差引(イ)	963百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(0)	－百万円
計（イ+0）	963百万円

(2) 責任準備金の内訳

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	3,832百万円
同上にかかる出再責任準備金	－百万円
差引(イ)	3,832百万円
その他の責任準備金(0)	2,223百万円
計（イ+0）	6,056百万円

8. 1株当たりの純資産額の内訳は次のとおりであります。

1株当たりの純資産額	1,000円32銭
------------	-----------

9. ストック・オプションに関する事項は次のとおりであります。

(1) ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

(2) ストック・オプションの内容

	2009年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)	2010年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 29名	当社取締役 1名 当社従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 7,730株	普通株式 6,130株
付与日	2009年7月 1日	2010年7月 1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2009年7月 2日から 2019年6月30日まで	2010年7月 2日から 2020年6月28日まで

	2016年ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	2016年ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 30名	当社取締役 1名 当社従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 227,500株	普通株式 20,500株
付与日	2016年5月27日	2017年2月24日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年5月28日から 2026年3月23日まで	2019年2月25日から 2026年3月23日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(3) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2009年 ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)	2010年 ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)	2016年 ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	2016年 ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	219,000	20,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	9,250	—
権利確定	—	—	109,500	10,000
未確定残	—	—	100,250	10,000
権利確定後(株)				
前事業年度末	940	1,320	—	—
権利確定	—	—	109,500	10,000
権利行使	650	740	63,150	3,750
失効	—	—	—	—
未行使残	290	580	46,350	6,250

②単価情報

	2009年 ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)	2010年 ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)	2016年 ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	2016年 ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
権利行使価格(円)	913	913	640	640
行使時平均株価(円)	3,976	4,018	4,353	3,988
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

(注) 2011年9月16日付及び2016年3月31日付で第三者割当増資による新株式の発行を行っております。これにより、2009年ストック・オプション及び2010年ストック・オプションについて、権利行使価格が調整されております。

(4) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

(5) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(6) 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

560百万円

②当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

251百万円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引はありません。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	14,831百万円
支払再保険料	－百万円
差引	14,831百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	5,788百万円
回収再保険金	－百万円
差引	5,788百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,658百万円
出再保険手数料	－百万円
差引	1,658百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(D)に掲げる保険を除く)	168百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	－百万円
差引(イ)	168百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(D)	－百万円
計 (イ+D)	168百万円

(5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	814百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	－百万円
差引(イ)	814百万円
その他の責任準備金繰入額(D)	475百万円
計 (イ+D)	1,289百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	3百万円
有価証券利息・配当金	56百万円
貸付金利息	0百万円
計	60百万円

3. 1株当たりの当期純利益 161円99銭

4. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び株式数の内訳は次のとおりであります。

株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	4,697,467	638,190	—	5,335,657
合計	4,697,467	638,190	—	5,335,657

(注) 発行済株式の数の増加は、公募により発行した株式450,000株、第三者割当により発行した株式102,700株、新株予約権の行使により発行した株式68,290株及び譲渡制限付株式報酬として発行した株式17,200株による増加分であります。

2. 自己株式の種類及び株式数の内訳は次のとおりであります。

株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	—	500	—	500
合計	—	500	—	500

(注) 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式につき譲渡制限が解除されなかった株式の無償取得500株による増加分であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び総数の内訳は次のとおりであります。

区分	新株予約権の内訳	当期末残高(百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	—
	合計	—

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。